

契約してしまったが、解約したい…

そんなときは、**クーリング・オフ**！

連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）は、
契約書面を受け取った日から **20日間以内**であれば、原則として、**無条件で契約解除**ができます。

※ 特定商取引に関する法律の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには条件があります。対象になるかどうかの判断に困る場合は、消費生活センター等に相談しましょう。

クーリング・オフの方法

- ① ハガキなどの書面又は電子メールなどの電磁的記録による通知で行いましょう。
- ② **契約種別**（例：会員契約、商品購入契約等）、**契約情報**（会員契約は会員番号、会費額、契約日、勧誘者名など。商品購入契約は商品名、契約金額、契約日など。）及び**契約の解除・返金を求める旨**を書きます。**あなたの住所・氏名を書くことも忘れずに。**
- ③ ハガキの場合、表・裏共にコピーを取り、郵便窓口で、**特定記録郵便**又は**簡易書留**などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらい、ハガキのコピーと受取証を大切に保管しましょう。
- ④ 電子メールの場合、送信したメールは削除しないでおきましょう。

契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎていているように見えても、契約を解除できる場合があります。
諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！

ハガキの記載例

切手	□□□□□□□□
××県×市×町×丁目×番×号	
株式会社●●●● 御中	

通知書	
会員契約	
会員番号	○○○○○○○○
会費	○○○○○円
契約年月日	令和○年○月○日
勧誘者氏名	○○ ○○
商品購入契約	
商品名	○○サプリメント
契約金額	○○○○○○○円
契約年月日	令和○年○月○日
上記のいずれの契約も解除しますので、支払った代金○○○○○○○円を返金してください。	
令和○年○月○日	
○○県○市○町○丁目○番○号	
氏名 ○○ ○○	



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
『イヤヤン』

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」にご相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

いやや！

消費者ホットライン ☎（局番なし）188

